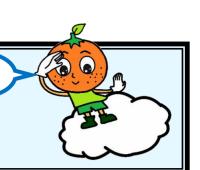
# 消費者



## リフォーム工事は複数の業者で見積もりを!の巻







しましょうかうちで工事 しましたよく ああ、それから も割れて

300 工事代金は、



## 見守りポイント

- 見慣れない業者が出入りしているとか、 契約をせかされている様子があれば、 勧誘等で困っていないか、声をかけて みて下さい。
- ◎ 認知症の症状がみられる場合は、 包括支援センター等、行政機関に 本人の状況を伝えてください。

## 対 処 方 法

- ◆訪問販売で契約した場合は、書面を 受け取ってから8日以内であれば、 クーリング・オフできます。
- ◆屋根や外壁の塗装等は、高額な 契約になりがちです。 工事を勧められても、1社だけでなく、 複数の業者から見積もりを取るように しましょう。

#### 和歌山県消費生活センター

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F

073-433-1551

平 日 9:00~17:00 土・日 10:00~16:00(電話相談のみ) (祝日・年末年始を除く)

#### 和歌山県消費生活センター紀南支所

〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘23番1号 県西牟婁総合庁舎内

0739-24-0999

平日 9:00~17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

※短縮ダイヤル ☎188 でもお近くの相談窓口につながります。